

2017. 2. 14 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行
<http://kitunion.wix.com/kitunion>

29年度労使協定案を再検討

2月9日（木）に代議員会が開催され、先日の労使協議で法人から提案があった規則改定の内、8月16日を休日とすること、人事院勧告に対応して給与を改定すること、を承認することが決議されました。また、平成28年度の時間外勤務、休日勤務に関する労使協定について、以前の協定では特別延長の上限は450時間でしたが、これを630時間と改定した協定の再締結についても認めるという結論になりました。

しかしながら、平成29年度の労使協定案については、もう少し時間を取って検討した方がよい、ということで保留となりました。

29年度の労使協定案と従来のもとの違いは以下の点です。

- (1) 時間外勤務の上限を1日と1ヶ月については今まで同じ時間とし2ヶ月、3ヶ月の上限は廃止すること
- (2) 特別延長の1年の上限を（従来の450時間から）540時間とすること
- (3) 時間雇用職員についても再雇用職員・特定再雇用職員・特定教職員と同じ上限にすること（これまでは原則として時間外勤務を命じず、やむを得ない事情により命じる場合も常勤職員の勤務時間が上限）

28年度の労使協定の再締結の提案があったのは、隠れていた時間外勤務が表面化したからです。来年度の労使協定案も、時間外勤務が増加している実態を追認するという側面があります。これらの変更点が組合員にとって問題がないかどうか、時間外勤務について大学側に要請しておくことがないかどうか等、考えておくことがいろいろとあると思われます。

29年度の労使協定案に関してもう一度代議員会（詳細は未定）を開催して組合員の意見を集約したいと思います。ご意見を執行部もしくは各ブロックの代議員にお伝え下さい。